

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を令和4年5月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和4年5月20日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和4年5月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A伊集院店・ワークマンプラス伊集院店
日置市伊集院町徳重一丁目16番10 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

有限会社 ヒガシマル開発 代表取締役 東 吉太郎
鹿児島県日置市伊集院町大田2768番地
株式会社 ワークマン 代表取締役 小濱 英之
群馬県伊勢崎市柴町1732番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 大和 代表取締役 藤井 廣明
鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号
株式会社 ワークマン 代表取締役 小濱 英之
群馬県伊勢崎市柴町1732番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年1月10日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,184平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 49台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

A棟西側 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

A棟西側 40平方メートル

B棟北側 40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟東側 2.04立方メートル

B棟内北側 3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 株式会社大和

午前10時から午後11時まで

イ 株式会社ワークマン

午前7時から午後8時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地西側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

7 届出年月日

令和4年5月10日